

奈良県告示第二百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和四年十一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
田中 崇紀	ひまわり整骨院 生駒市東生駒二丁目二〇七― 四〇〇	令和四年六月二十日